

ご説明資料

柏崎刈羽原子力発電所
使用前事業者検査の状況について

2021年1月7日
東京電力ホールディングス株式会社

1. 訓練内容について使用前事業者検査スクリーニングの結果について
2. SA, 大規模損壊訓練検査 受検日程の調整について

12/24のシナリオ検査後の面談サマリ

設置許可の技術的能力で記載があるSA設備については、三号使用前事業者検査終了が原則である。個別にやむを得ない理由により完了できないものがあれば、相談には乗る。

原則の考え方:

- やむを得ないもの以外は三号使用前事業者検査相当が完了していること
- 相談できる項目は、上記のやむを得ない理由と、代替できうる機能性(十分に使用できること)の説明を行うこと

上記の条件に合うようなスクリーニングについて

- 技術的能力で記載があるSA設備として、保安規定66条に記載の設備に対して、使事検の完了(予定)でスクリーニングを行い、概ね完了しているタイミングで訓練検査を設定する
- 使事検が完了しないものは、個別にご説明を行う(次回の現場ご視察時)